

鳥取県告示第496号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号。以下「規則」という。）第2条第1項及び第2項の規定に基づき、農業近代化資金の利子補給率を次のとおり定め、平成23年9月1日から施行する。

平成18年鳥取県告示第230号（農業近代化資金の利子補給率について）は、平成23年8月31日限り廃止する。ただし、同日以前に規則第4条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成23年9月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 規則第3条第1項の利子補給率

農業近代化資金の種類	利子補給率		
	農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
1 規則別表第1号に掲げる資金	年1.25パーセント	年1.25パーセント	年0.4パーセント
2 規則別表第2号に掲げる資金	年1.25パーセント	年1.25パーセント	年0.4パーセント
3 規則別表第3号に掲げる資金	年1.25パーセント	年1.25パーセント	年0.4パーセント
4 規則別表第4号に掲げる資金	年1.25パーセント	年1.25パーセント	年0.4パーセント
5 規則別表第5号に掲げる資金	年1.25パーセント		
6 規則別表第6号に掲げる資金	年1.25パーセント		
7 規則別表第7号に掲げる資金		年1.25パーセント	年0.4パーセント
8 規則別表第8号に掲げる資金	年1.25パーセント	年1.25パーセント	年0.4パーセント

る資金			
-----	--	--	--

2 規則第3条第2項の利子補給率

利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が7年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.3パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.3パーセント
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が7年を超え8年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.325パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.325パーセント
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が8年を超え9年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.375パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.375パーセント
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が9年を超え11年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.425パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.425パーセント
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が11年を超え12年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.475パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.475パーセント
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が12年を超え13年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.525パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.525パーセント
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が13年を超え15年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.575パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.575パーセント
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が年0.7パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.7パーセント